

資料 1

松病建第 17 号
令和 4 年 9 月 6 日

新市立病院のあり方を考える市民の会

代表 須澤 博一 様

代表 百瀬 英司 様

松本市病院事業管理者 北野 喜良

松本市副市長 嵐峨 宏一

この度は、松本市立病院建設基本設計委託業者の選定に関してご意見をいただきありがとうございました。

頂きましたご意見に対し、以下のように回答いたします。

記

1 5名が選定に当たったと聞いていますが、その構成と任命の経緯を教えて下さい。

【回答】

松本市立病院基本設計業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱により、松本市立病院基本設計業務委託プロポーザル審査委員会は設置されました。

審査委員の構成は以下のとおりです。

区分	役職	氏名	所属・職名等
府外委員		久保 恵嗣	長野県医療教育研修センター長 (前地方独立行政法人長野県立病院機構理事長)
府内委員	委員長	北野 喜良	松本市病院事業管理者
	副委員長	中村 雅彦	松本市立病院長
		倉科 勝美	松本市病院局事務部長
		嵯峨 宏一	副市長(松本市立病院建設庁内調整会議会長)

(久保恵嗣委員と嵯峨宏一委員は、元松本市立病院建設専門者会議委員)

審査委員の選定にあたっては、院内の会議（新病院建設プロジェクト会議）に諮り、決定しています。

2 松本市が3月に策定した基本計画では、「4階建て予定」とし、書類審査を通過した他4社はいずれも「4階建て」を提案したことから、市議会病院建設特別委員会の複数の委員から、選定の公平性を疑問視する声が上がった（8月24日、信濃毎日新聞）

3 この新聞報道に対し医療関係者、市民、助言いただいた複数弁護士は「4階建て予定」で公募しておきながら、本来書類審査で除外すべき「5階建て」に決めたことに対し、決定の経緯が不透明で公平性を欠くものと考えています。

【回答】

大前提としてですが、プロポーザル審査は、コンペティションとは異なります。

市議会市立病院建設特別委員会でも説明しておりますが、設計案自体を審査したのではなく、いかなる技術提案ができるかを主に審査するものです。

本プロポーザルは、松本市立病院建設基本設計業務委託プロポーザル実施要領に基づき行われています。

書類審査は、一次審査の際に行います。評価項目一覧表のとおり、企業実績評価と、配置予定技術者が評価軸となっております。

それ以外の要素については評価の対象外です。

よって、「書類審査で除外すべき」とは考えません。

なお、審査段階では、資格の喪失について以下のとおり要領に定めています。

9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。

【松本市立病院建設基本設計業務委託プロポーザル実施要領 P 6～7抜粋】

上記のいずれにも該当しませんので、資格の喪失についても該当いたしません。

一次審査の結果に加えて、二次審査では「取り組み意欲」、「業務の理解度」、「業務の実施方針及び計画」、「提案テーマ1：基本計画の整備方針に則した設計コンセプトの提案」、「提案テーマ2：病院建築としての安全性についての提案」、「提案テーマ3：コスト低減およびコストに関する提言」、「提案テーマ4：地域を支える役割を果たせる病院づくりの提案」について審査し、それぞれの項目について採点し、総合評価として合計点の一番高い業者を最優秀者として選定しました。

従って、本審査においては、技術提案書の中で5階建てを提案したこと「のみ」をもって、設計業者を選定したものではありません。

松本市立病院建設基本設計業務委託特記仕様書の設計理念のうち、病院施設の整備方針として「機能的で使いやすい施設」と記載していますので、その点を勘案して設計検討をされたことから、当該設計業者が高く評価されたものと考えられます。

なお、参加表明書の提出、技術提案書の提出の各前段階で、質疑応答の機会を設けておりますので、参加表明業者には、階数構成について確認する機会がありましたが、質

疑はありませんでした。

以上により、公平性は担保されていたと考えます。

4 新市立病院建設のスタートに当たり、業者が訴えないなら問題ないとして今回のような決定を押し通せば、松本市に対する不信感が増大し、関係機関や市民に禍根を残すことになります。

5 5社で「5階建て」公開プレゼンテーションをやり直せばよいことであり行政の裁量だと思いますので、ご検討下さい。

【回答】

ご意見として参考にさせていただきます。

前述のとおり、松本市病院局としては本プロポーザル審査について、公平性を欠いているとは考えておりませんので、遡って審査を行うことはいたしません。

松本市病院局 事務部 病院建設課

課長 村山 辰市朗

担当 斎藤 浩伸・赤羽 文哉

TEL 0263-92-6011

FAX 0263-92-6021

E-mail byoin-kensetsu@city.matsumoto.lg.jp